

各種様式等における性別記載欄の見直しについて

1. 見直しの目的

本町においては、「第3次男女共同参画プラン」において、多様な性自認・性的指向があることを理解し、お互いの価値観を認め尊重しあえる社会の実現を目指しています。

性的マイノリティの方の中には、性別記載欄が男女の二択であった場合、性自認（心の性）と異なる性を選択することへの抵抗感や苦痛を感じる方もおられます。

そのような状況を踏まえ、性的指向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、すべての方へ配慮した取り組みを進めるため、町が取り扱う各種様式等において、業務上必要な場合を除き、性別欄は廃止するものです。

※性的マイノリティ・・・同性又は両性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障がいの人など、性的指向や性自認において少数者である人々のことをいう。

2. 性別欄に関する基本的な考え方

各種統計調査等以外の日常業務を遂行する目的で、性別情報を含め、個人情報収集する場合は、必要以上の情報を取得しないということが大原則です。

そのようなことから、「原則として、法的に義務付けられたものや、事務の性質上必要であるものを除き、性別欄は記載しない」ものとします。

(1) 業務上性別情報が必要な理由【指針2(1)】

①統計上、収集する必要がある場合

性別による差を施策に反映させるなど、調査研究やニーズ把握のために必要なとき

②医療上、性別情報を収集する必要がある場合

検診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき

③性別により配慮または対応を区別する必要がある場合

施策の実施にあたり、性別による配慮や異なる対応方法が必要なとき

④本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合

本人確認の手続き上、戸籍上の性別情報が必要なとき

⑤男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合

活動に参画する機会の男女間による格差を改善するために必要なとき、男女の参画機会の現状把握に必要なとき

⑥①～⑤のほか、業務上必要とする明確な理由があり、性別情報を収集する場合

(2) 性別記載が必要な場合の配慮【指針2(2)】

性別記載を必要とする場合は、自ら性別を記入してもらう自由記載方式や、「男女」だけではなく他の選択肢を加えるなど、性的マイノリティの方々へ配慮した方式も記載します。

3. 対象文書

- ①町民が町に提出する文書（申請書、届出書、報告書等）
- ②町が町民に交付する文書（証明書、通知書、許可書、アンケート等）

4. 性別記載欄の見直し結果<令和6年10月21日~11月22日調査>

性別記載欄のある申請書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220件

①性別記載欄を削除するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74件

●4月1日から性別欄を削除するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65件

●4月2日以降に性別欄を削除するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件

②性別記載欄に配慮（様式変更）するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42件

●既に配慮（様式変更）を行っているもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28件

●4月1日以降に配慮（様式変更）するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14件

③性別記載欄を削除しないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104件

●国・府などの町以外の機関が定めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36件

●指針2（1）業務上性別情報が必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68件

5. 各種様式等における性別記載指針

別添のとおり<令和6年11月1日施行>

6. 運用開始日

令和7年4月1日から

運用開始にあわせホームページにおいて住民への周知を行います。

各種様式等における性別記載指針

熊 取 町
令和6年11月

1. 指針策定の背景と必要性等（目的）

「男女共同参画社会基本法（平成11年）」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年）」さらには「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法令和5年）」が制定され、性の多様性についての理解や配慮を求める動きが広まりつつある一方で、社会では未だにLGBT等（※1）の性的少数者（以下、「性的マイノリティ」）（※2）の方々は日々の生活の中で多くの困難を抱えている。

性的マイノリティの方の中には、性別記載欄が男女の二択であった場合、性自認（心の性）と異なる性を選択することへの抵抗感や苦痛を感じる方もおられる。

そのような状況を踏まえ、町職員として多様な性に関して正しい理解を深めるとともに、様々な場面において町民に対して適切に対応する必要がある。

しかしながら、これまで性別記載欄のあり方については、具体的な考え方を示しておらず、各種様式等を所管する課等の判断により取り組んできたため、性別記載欄を設ける場合の判断基準に差が生じることも懸念される。

このようなことから、本町における各種様式等の性別記載欄について、その必要性の判断基準や性別記載欄を設ける場合の記載方法など、全庁的に統一した考え方を示し、各種様式等を整理するため「各種様式等における性別記載指針」を策定する。

※1 LGBT

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、レズビアン(Lesbian)＝女性の同性愛者、ゲイ(Gay)＝男性の同性愛者、バイセクシュアル(Bisexual)＝両性愛者、トランスジェンダー(Transgender)＝性同一性障がい等で「心の性」と「身体の性」が一致しない人。性的指向や性自認が定まっていない人、クエスチョニング(Questioning)も加えた「LGBTQ」という呼び方もある。

※2 性的マイノリティ

同性又は両性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障がいの人など、性的指向や性自認において少数者である人々のことをいう。

2. 性別欄に関する基本的な考え方

各種統計調査等以外の日常業務を遂行する目的で、性別情報を含め、個人情報収集する場合は、必要以上の情報を取得しないということが大原則である。

**「原則として、法的に義務付けられたものや、
事務の性質上必要であるものを除き、
性別欄は記載しないものとする」**

※法的に義務付けられたものとは、以下に示すもので、町に裁量の余地がないものをいう。

- ①法律、政令等または大阪府の条例等で定められているもの
- ②その他の機関で定められているもの

(1) 業務上性別情報が必要な理由

①統計上、収集する必要がある場合

性別による差を施策に反映させるなど、調査研究やニーズ把握のために必要なとき

②医療上、性別情報を収集する必要がある場合

検診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき

③性別により配慮または対応を区別する必要がある場合

施策の実施にあたり、性別による配慮や異なる対応方法が必要なとき

④本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合

本人確認の手続き上、戸籍上の性別情報が必要なとき

⑤男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合

活動に参画する機会の男女間による格差を改善するために必要なとき、男女の参画機会の現状把握に必要なとき

⑥①～⑤のほか、業務上必要とする明確な理由があり、性別情報を収集する場合

(2) 性別記載が必要な場合の配慮

性別記載を必要とする場合は、自ら性別を記入してもらう自由記載方式や、以下に例示する「男女」だけではなく他の選択肢を加えるなど、性的マイノリティへ配慮した方式とする。

例	性別を○で囲む方式に、その他、回答しない選択肢を設ける	男性 ・ 女性 ・ その他 ・ 回答しない
---	-----------------------------	-----------------------

3. 対象文書

①町民が町に提出する文書（申請書、届出書、報告書等）

②町が町民に交付する文書（証明書、通知書、許可証、アンケート等）

4. 本指針の運用

今後、新たに作成する各種様式等については「2. 性別欄に関する基本的な考え方」により、性別記載欄の必要性を判断する。

また、現行の町が定めた様式については、本指針に基づき性別記載欄を見直す。

【暫定的対応】

性別情報は必要ではないが、システム改修や例規改正等が必要なもの及び在庫帳票を先に使用する場合等は、以下のとおり対応する。

(1) 性別記載欄の削除については、今後のシステム改修や帳票作成時に実施する。

(2) 条例の改正など時間を要するものについては、それまでの間は運用上の取扱いにより柔軟な対応に努める。

ただし、条例以外の例規・要綱等については、速やかに改正する。

(3) 削除するまでの手続きの期間の性別記載欄の取扱いについては、「性別記載欄に斜線を引くなどにより項目を削除する」「記入することを求めない」など、運用上の取り扱いにより対応することに努める。

5. 施行日

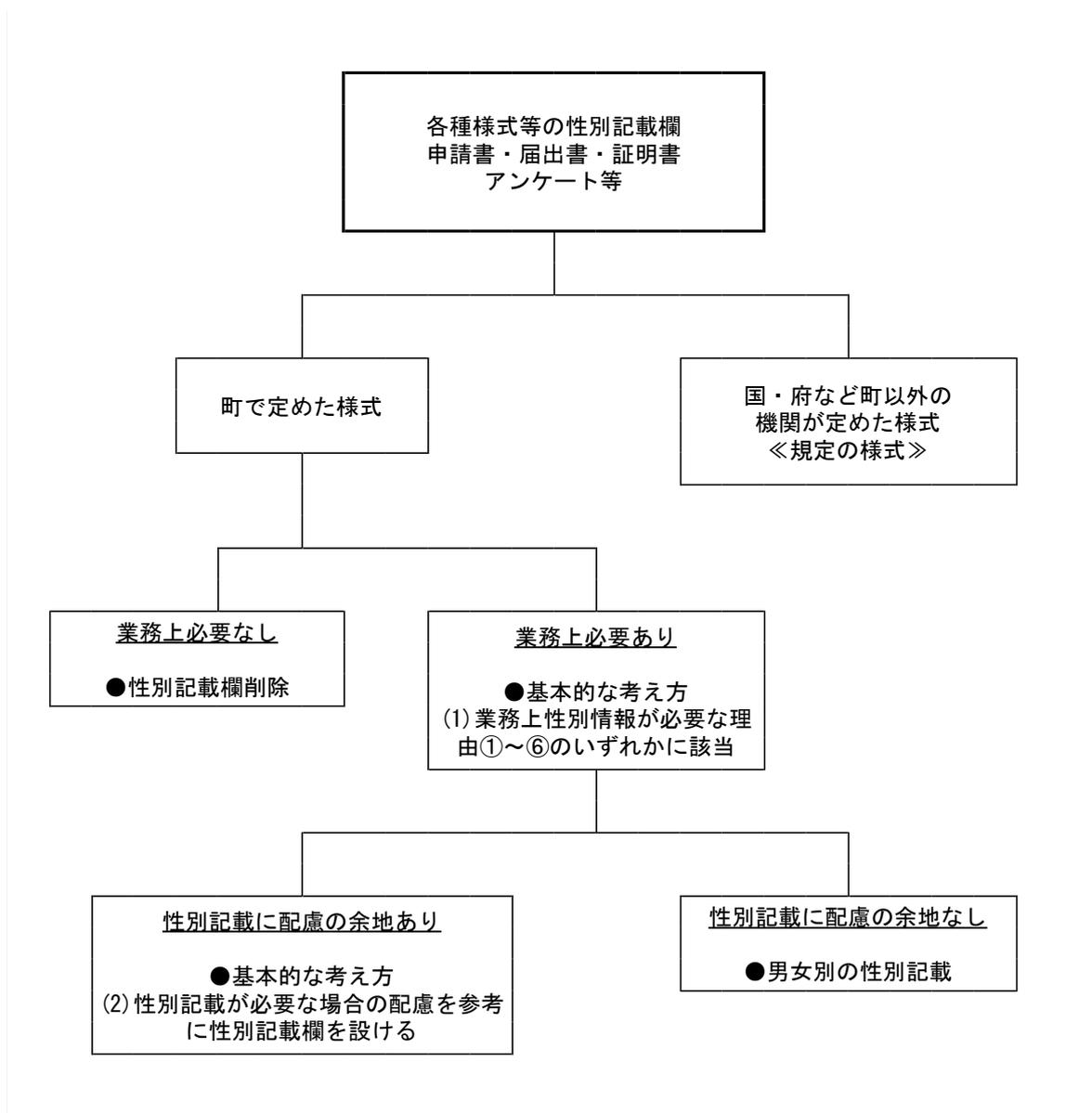
この指針は、令和6年11月1日から施行し、運用は、令和7年4月1日から開始する。

6. 実施スケジュール

本指針施行後、各所管課において、業務の性質や目的に応じて様式等の点検を開始し、令和6年12月末までに現行様式等の改正方針を取りまとめる。

その後、議会、住民周知を経て、令和7年4月から開始する。

◎各種様式等における性別記載欄要否のフロー



【参考】 性別記載の必要性を確認するチェックポイント

項目	確認内容	チェックポイント
1	法令等により性別記載が定められている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文に性別記載する旨が規定されているか。 ・ 法令等で様式が定められているか。 ・ 法令等で申請等が義務づけられているが様式の定めがない場合、不要に性別記載を求めているか。
2	統計的調査・アンケート等を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別による満足度やニーズの差等を確認し、業務に反映するものであるか。
3	医療上性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別により健康管理、検査等の内容、数値、プログラム等が異なるか。
4	性別により配慮または対応を区別する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣室、休憩室やトイレ等、性別により区別が必要か。 ・ サービス内容や事業内容は、性別により配慮が必要か。
5	本人確認として性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別以外の情報（氏名・住所・生年月日等）で本人確認ができないか。
6	男女共同参画推進のため性別情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「熊取町第3次男女共同参画プラン」において、数値目標等が定められているか。 ・ 性別による差を改善するために、収集した情報は業務で利用するものであるか。
7	その他上記以外の理由で性別情報収集を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報利用可能なシステム等で既に性別情報を保有していないか。 ・ 他自治体との共有システム利用の場合、更新や改修時に性別情報収集の必要性を協議できるか。 ・ 法令等で定められた様式ではないが、他団体等が作成した様式で性別記載を求めている場合など、必要性について協議できるか。